

平成24年11月9日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（8・警務課）…………… 1

公 安 委 員 会 規 則

秋田県公安委員会規則第8号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月9日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中警備第二課の項を削る。

第16条第1項の表中

警備第二課	警衛警備対策室長	命を受け、警衛警備対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-------	----------	----------------------------------

を

警備第二課	警衛警護官	命を受け、警衛警護に関する事務を掌理する。
	災害対策官	命を受け、災害警備その他災害等の対策に関する事務を掌理する。

に改める。

附 則

この規則は、平成24年11月9日から施行する。